

照明施設の引継ぎについて

神戸市建設局道路工務課

(令和7年6月)

(引継ぎ対象)

引継ぎ対象とする照明施設は、以下の条件を満足する施設とする。

- ① 私道に設置されているもの及び助成街灯以外のものであること。
- ② 設置位置および地下配線、架空線等は、道路法上の道路区域内にあること。
- ③ 照明灯器具の性能が、「照明施設設置基準」に合致していること。
上記以外の器具を使用している場合は、必ず事前協議を行い承認されていること
- ④ 開発行為にあつては、電気事業者のお客様番号が新しい住所地に更新されており、電気契約者が依頼者名義であること。
- ⑤ 設置後長期間経過している場合は、更新など適正な管理が行われていることを確認できるものに限る。(一般にLED灯以外の照明灯については、球は2年、器具は8年、灯柱は30年を限度としています)

(引継ぎ検査)

- ① 引継ぎにあつては、維持担当建設事務所の検査を受けること。
- ② 道路引継ぎに伴う場合は、道路引継検査時、又は同検査に前後して行う。
- ③ 開発行為に伴う場合は、道路の完了検査時又は同検査に前後して行う。
- ④ 引継検査終了後、維持担当事務所の指示により管理シールを貼付すること。

(引継ぎ時期)

- ① 引継ぎ依頼時点で、道路法に基づく区域決定・供用開始の手続きおよび引継検査が完了していること。ただし、開発行為については、都市計画法に基づく道路敷地の帰属が完了した後に引継ぎ依頼を受けることとする。
- ② 照明灯の引継回答書の日付をもって引き継ぐものとし、電気料金については、原則として電力会社の検針日付で電気契約名義を変更する。
- ③ 引継ぎ手続き中に球替等が発生した場合は、引継依頼者が対応すること。

(提出図書)

引継ぎにあたっては、以下に示す図書を提出すること。

図 書	部数	備 考
1. 引継ぎ依頼書	1	別紙 1
2. 位 置 図	3	1:10,000 程度
3. 平 面 図	3	別紙 2 (標準 1:500)、内 2 部は A3 縮小版
4. 完成構造図	1	A 3 縮小版
5. 照明灯台帳 (個表)	0	別紙 3-1、3-2 印刷不要 (データのみ提出)
6. 分電盤台帳 (個表)	0	別紙 5-1、5-2 印刷不要 (データのみ提出)
7. 引継ぎ照明灯一覧表	3	別紙 7 A4 横
8. 引継ぎ照明灯台帳一覧	1	別紙 8-1 A4 横
9. 引継ぎ分電盤台帳一覧	1	別紙 8-2 A4 横
10. 電子データ (1~9まで)	1	別紙 9 CD または DVD

※電気契約者及びお客様番号が確認できる資料 (電気料金領収書の写しなど)

(その他)

- ①引き継ぐ照明施設を設置する道路の有効幅員が 4.5mに満たない場合は、原則、一般街路灯 (防犯灯) 基礎工 (側溝埋込型) を採用する。
一般街路灯 (防犯灯) 基礎工 (側溝埋込型) の構造図は別紙のとおりとする。
- ②照明施設の引継ぎは、開発手続きにおける道路 (本体) の引継と、別の手続きが必要であるため、遅延・漏れが生じないよう開発手続き完了後に速やかに行うこと。